

人材紹介に関する基本契約書

(以下「甲」という。)と滋賀センコー運輸整備株式会社(以下「乙」という。)とは、甲からの依頼に基づき乙が甲に行う人材の紹介に関して、以下のとおり基本契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、乙に対し、甲の必要とする人材の採用のため、人材の紹介を依頼し、乙はこれを承諾した。

(紹介の内容)

第2条 甲が依頼した職位・職務要件等の人材求人情報に基づき、乙は、該当する公募人材を求め、該当者(以下「丙」という。)に対するコンサルティングを実施した上で、適切と判断した丙を甲に紹介する。

2 甲は乙に対し、前項の求人の依頼にあたって、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を文書で明示し、乙は、これを丙に明示して紹介を行うものとする。

(選考採用)

第3条 甲は、乙が前条により紹介した人材(丙)を自らの選考上、適当と認めた場合には、求人条件等に基づき採用とする。この場合は、乙は甲に必要なアドバイスをを行い、その他の採用選考の支援を行うものとする。

(対価の支払及び時期)

第4条 甲は、乙が紹介した丙を採用し、入社に至った場合、人材紹介の対価として別途「覚書」にて定めた本件報酬を支払うものとする。この場合において、甲及び乙は、丙の氏名、採用日、初年度標準年収、紹介の対価の額等必要な事項を別途の書面により確認するものとする。

② 乙が紹介した当該人材が、専ら甲の事由により退職に至った場合、いったん受領した前項の対価は返却しない。なお、当該退職が甲による前項の対価の支払い前であっても、甲の対価支払い債務は消滅しないものとする。

③ 乙が紹介した丙が、専ら丙の責めに帰すべき事由により退職にいたった場合、採用日から3ヶ月以内に限り、第1項に定める対価の3分の1を返却するものとする。

この場合、甲の依頼があれば、乙は引き続き誠意をもって別の人材の紹介を行う。

4 本契約における人材紹介料は、毎月月末締めとし翌月に請求を行なうものとし、甲は乙の請求書が到達した月の末日までに、第1項に定める対価及びその消費税相当額を、以下の口座に振り込むものとする。振込手数料は、甲の負担とする。

振込先口座
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]